寄付食品の提供に関する覚書

（以下「甲」という）と社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「乙」という）は、甲に対し乙が提供する善意預託食品（以下「寄付食品」という）の内容について覚書を取り交わす。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が実施又は支援する地域福祉活動、生活困窮者支援活動、防災啓発活動等に乙が寄付食品を提供することにより、地域福祉活動等の向上を図るとともに、寄付食品を有効に活用することを目的とする。

（寄付食品の提供）

第２条　乙は、寄付食品の提供時期及び量について甲と協議し、双方合意の上、乙は甲に寄付食品を無償で提供する。提供される寄付食品は、食料として安全である事を条件とする。

２　乙は、寄付食品の提供に対しいかなる金銭的もしくは経済的対価を要求しないこととする。

３　乙は、寄付食品の提供に関し、提供前の原因による食品等健康被害を生ずるような品質不良、変質、その他の瑕疵ある場合を除き、一切の責任を負わない。

（寄付食品の活用）

第３条　甲は、寄付食品を活用するにあたって「寄付食品提供先登録票」を乙に提出するものとする。

２　甲は、提供された寄付食品を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならず第４条に規定する事業に無償で活用できるものとする。

３　甲は、提供された寄付食品を乙に返品することはできないものとする。

（対象事業）

第４条　甲は、乙から提供された寄付食品を次に事業に活用することができる。

（１）甲が実施又は支援する地域福祉活動

（２）甲が実施又は支援する生活困窮者支援活動

（３）甲が実施又は支援する防災啓発活動等

（寄付食品の提供場所等）

第５条　寄付食品の提供は、甲の指定する場所で行い、当該提供に係る運搬費その他提供に係る経費については、甲の負担で行うものとする。ただし、甲乙間で特別の定めを行った場合はこの限りではない。

２　甲は、寄付食品を活用するにあたり、「申請書及び受取書」を乙に提出するものとする。

（協議）

第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（覚書期間）

第７条　この覚書の期間は、覚書締結の日から令和　年３月３１日までとする。ただし、満了日1カ月前に甲乙いずれからも解除等の申し出がないときは、さらに１年間覚書を継続することとし、その後も同様とする。

甲及び乙は、この本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名あるいは団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　所在地　　茨城県神栖市溝口１７４６番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名　　社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　会　長　　　石　田　　　進　　　印